

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（破砕業者が解体業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由）</p> <p>第十三条 第四条の規定は、法第十七条の主務省令で定める正当な理由について準用する。この場合において、「使用済自動車」とあるのは「解体自動車」と、「異物が混入し」とあるのは「異物が混入し又は発炎筒が残置され」と読み替えるものとする。</p> <p>（破砕業者が他の破砕業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由）</p> <p>第十五条 第四条の規定は、法第十八条第三項の主務省令で定める正当な理由について準用する。この場合において、「使用済自動車」とあるのは「解体自動車」と、「異物が混入し」とあるのは「異物が混入し又は発炎筒が残置され」と読み替えるものとする。</p>	<p>（破砕業者が解体業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由）</p> <p>第十三条 第四条の規定は、法第十七条の主務省令で定める正当な理由について準用する。この場合において、「使用済自動車」とあるのは「解体自動車」と読み替えるものとする。</p> <p>（破砕業者が他の破砕業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由）</p> <p>第十五条 第四条の規定は、法第十八条第三項の主務省令で定める正当な理由について準用する。この場合において、「使用済自動車」とあるのは「解体自動車」と読み替えるものとする。</p>